

「防犯カメラ」の記録を開示せよ！ 「ICレコーダー」の使用は止めろ！

申26～28号について窓口で回答

本部は本日、窓口折衝を行い、申26号（「迅速かつ正確な報告の重要性について」に対する申し入れ）、申27号（「ロッカー物色」事件についての申し入れ）、申28号（社員に対する事情聴取に関する申し入れ）について回答を受けました。3つの申に対し、会社は業務委員会を開催せず、回答も「そのような考えはない」「適切な対応」などと誠意のない回答に終始しました。

会社回答は以下の通りです。

申26号（「迅速かつ正確な報告の重要性について」に対する申し入れ）

1. 安全に関わることについては、労使の共通課題と認識する。従って安全確立については、労働組合にその都度会社の考えを説明すべきであると考える。「迅速かつ正確な報告の重要性について」の掲示はまさに労働組合への説明事項であると考えるが見解を明らかにすること。

【回答】

そのような考えはない。

2. 「迅速かつ正確な報告の重要性」については、この間職場で強調されてきたことである。なぜあらためてこの時期に掲示で周知を図るに至ったのか、背景・根拠を明らかにすること。

【回答】

これまでも事故等の発生に際しては状況を正確に把握してきたものであるが、今回あらためて社員に周知したものである。

3. 「事故の発生に際し、・・・状況について書面で報告することとされている」とあるが、この間も必要な報告はされているものとする。何を根拠に「書面での報告」としているのか明らかにすること。

【回答】

文書規程第4条による。

申 2 7 号（「ロッカー物色」事件についての申し入れ）

1. 当該組合員は、この事態について管理者に報告したが、対応した科長も助役もあわてることもなく、状況を聞くでもなく、「聞いていない」「知らない」という態度であった。また「警察に届けば」という言動は看過できない。日頃からセキュリティに対しては厳しく徹底しているにもかかわらず、このような管理者の態度は問題である。会社の見解を明らかにすること。

【回答】

適切に対応している。

2. スペアキーを管理しているのは会社である。錠を壊されることなくロッカーが開けられていることから、スペアキーで開けたとしか考えられない。管理責任者としての会社の見解を明らかにすること。

【回答】

スペアキーの管理は適切に行っている。

3. 当該組合員の要請に基づき、ロッカー室入り口を撮影した「防犯カメラ」の記録を開示すること。

【回答】

そのような考えはない。

申 2 8 号（社員に対する事情聴取に関する申し入れ）

1. 「ＩＣレコーダー」を使用しての事情聴取は、警察の取り調べでも行われないことであり、人権侵害で許されることではない。なぜ「ＩＣレコーダー」を使用して事情聴取を行ったのか、見解を明らかにすること。

【回答】

会社が必要と判断したときは使用する。

2. 「ＩＣレコーダー」を使用して、事情聴取をするということは社員の報告を信用していないということである。見解を明らかにすること。

【回答】

あえて答えるならば、会社が必要と判断したときは使用する、ということである。

3. 社員の口頭での報告をまとめ、伝えるのは管理者の仕事と認識するが、見解を明らかにすること。

【回答】

2に同じ

4. 「ＩＣレコーダー」を使つての事情聴取はやめること。

【回答】

必要に応じて今後も使用する。

以 上